

事 務 連 絡
平成28年11月17日

各都道府県衛生主管部(局)医務主管課 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び
経過措置に関する政令（平成28年政令第349号）による組合等登記令の
一部改正について

組合等登記令（昭和39年政令第29号。以下「組登令」という。）第3条第3項の規定においては、組登令第1条に規定する医療法人を含む組合等において資産の総額に変更が生じたときは、毎事業年度末から2月以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならないこととされている。

今般、組登令第3条第3項の規定が改正され、組合等の資産の総額に変更が生じたときには、毎事業年度末日から3月以内に変更の登記をしなければならないこととされ、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとされたところである。貴職におかれては、当該改正について御了知の上、貴管内の医療法人等に対して周知されるようお願いする。

なお、医療法（昭和23年法律第205号）第51条に規定する事業報告書等の作成の期限については、従前のとおりである。

【担当】

厚生労働省 医政局 医療経営支援課 医療法人係

Tel : 03-3595-2261

FAX : 03-3580-9644

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		
（変更の登記） 第三条 （略） 2 （略） 3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。 別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）		
（略）	（略）	（略）
社会福祉法人	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）	（削る）
（略）	資産の総額	

改 正 前		
（変更の登記） 第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。 3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から二月以内にすれば足りる。 別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）		
（略）	（略）	（略）
社会福祉法人	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
（略）	資産の総額	